

第55回岡山県人権政策審議会 議事概要

○開催概要

1 日 時 令和6年2月8日（木）10：00～11：40

2 場 所 ピュアリティまきび

3 出席者

◆委員（五十音順、敬称略）／出席委員10名

青木美憲、井芹聖文、大塚祐一、莖田信之、近藤理恵、角田みどり、筒井愛知、光延忠彦、薬師寺明子、吉田真悟

◆岡山県／出席16名

県民生活部長、子ども家庭課長、指導監査室長、長寿社会課総括参事、障害福祉課長、国際課長、健康推進課長、デジタル推進課長、くらし安全安心課長、福祉企画課長、人権教育・生徒指導課長、人権・男女共同参画課長、人権・男女共同参画課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部長あいさつ

まず、開会にあたり、元日に発生した令和6年能登半島地震で亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げるとともに、被災されたすべての方々にお見舞いを申し上げ、被災された地域の日も早い復興をお祈りする。

さて、委員の皆様には大変お忙しい中、人権政策審議会に御出席いただきお礼を申し上げます。また、平素から、本県の人権施策の推進については、格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

人権に関わる最近の動向は、令和5年10月に最高裁判所大法廷は、性同一性障害特例法において、「戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要がある」とする規定について「生殖機能をなくす手術を受けるか、性別変更を断念するか過酷な二者択一になっている」と指摘し、この規定を「違憲」とする決定をした。

また、昨日は、岡山家庭裁判所津山支部において、手術なしで性別変更を認める決定があったところである。

県においても、令和6年3月以降、岡山県困難な問題を抱える女性支援計画、第2次岡山県再犯防止推進計画の他、高齢者、障害者等人権に深く関わる各種計画の策定が予定されているところである。

このような中、県では、現行の「第5次岡山県人権政策推進指針」が策定から令和7年度末で5年となることから、来年度からは次期第6次指針の改定に向けた検討を行っていく。まず、本年8月に本県としては4回目となる、「人権問題に関する県民意識調

査」を実施し、指針改定の参考とすることとしている。

本日は、県民意識調査の項目のほか、人権団体からの各種要望などについて御審議をいただきたいと考えている。

なお、来年度は当審議会を5月、11月、2月頃の年3回開催する予定としている。委員の皆様にはお忙しい中大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いする。

委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただき、有意義な会議となりますようお願いする。

2 議 題

(1) 前回県民意識調査（令和元年8月）後の社会情勢等の変化について (事前質問及び回答の概要)

～資料1，7のとおり～

(議題1に対する質問と回答の概要)

(〇〇委員)

ハンセン病の社会情勢の変化についての回答が、行政文書の取り扱いを変更したものではないため、社会情勢の変化には当たらないということであるが、これは単に行政文書の問題ということではない。今回、古い行政文書がオークションにかけられたということがあった。これは民間の業者もからみ、それを国民がどう受け止めるかという問題もある。また、そのような事件が起きたときに、法的な対処、差し止めができないということが明らかになるなど、様々な問題が含まれている。

そして、このようなことが起きることによって、今も入所者やその家族の方々は、自分たちはやっぱり偏見差別の対象に置かれるんじゃないかということで非常に不安になっている。ハンセン病問題というのはまさに今も深刻な問題であるということをも物語っている事件ではなかったかと思う。

これは、社会情勢の変化ということではなく今も継続されているものだということで、今回取り上げないということであれば理解できるが、行政文書の問題だから、取り上げないというのは違うのではないか。

(健康推進課長)

行政文書の問題というだけでなく、例えばSNSやインターネットが発達し様々な情報が拡散されるようになったことも含めての社会情勢の変化の中で、差別が広がっていくということもあると思うので、どういった記載が良いか再度検討させていただきたい。

(〇〇委員)

2点お尋ねしたい。まず資料7の2ページ目のパートナーシップ宣誓制度について、県では注視しているとある。全国で20都府県が導入していて、県内でも広がっているというのは、これは前回県民意識調査後の社会情勢等の変化として記載されているのか

ということと、県の取り組みとしては、結局、注視しているということで、具体的に何か取組があるのかどうか教えてほしい。

もう1点は、資料7の2ページのハンセン病問題の中の計画制定及び改訂の状況のところ、政策検討会報告書について、既に県においても検証の上で、施策展開していると記載があるが、どういう取組をしているのかということも含め、これが修正なしとなっているのが気になる。

(人権・男女共同参画課長)

パートナーシップ宣誓制度については、LGBTに関連する性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する法律もでき、今後、国で指針や基本方針を策定することとなってくる。その中で、パートナーシップ宣誓制度の導入についても今後の社会情勢の変化の中で記述したい。

第5次指針の中にはないが、今後第6次指針を策定する中で、社会情勢の変化の中に記載をしまいたい。

もう一点、県の施策として何をしているのかという御質問であるが、繰り返しになるが、まずは市町村の導入状況等を注視していく。具体的に何をしているのかといえば、積極的な施策の展開は行っていない。

ただし、LGBTQについては、県民に理解の増進を図る目的でチラシ等を作成し、また、研修会等を開催しているところである。

(健康推進課長)

ハンセン病問題に関する偏見差別の解消のための施策検討会報告書が作成されたところであるが、県は元々、ハンセン病に関する県の委員会を立ち上げ、今後ハンセン病の皆様に対するどういったことを県として実施していくのか、また、県民の差別偏見をなくすためにどういった取組をしていけば良いのかといったことを協議した上で、岡山県ハンセン病問題対策協議会を設置し、毎年どういった取組をしていけば良いかということとを協議しているところである。その中において、活動をどういうふうに見直していくかなど、施策を展開している状況のため、このような記載としている。

(〇〇委員)

もう少し内容を書いていただきたいということでよいか。

(〇〇委員)

前回県民意識調査後の社会情勢等の変化についての資料が、後の意識調査の場面はどう関係してくるのかというところがよく分からない。

(人権・男女共同参画課長)

社会情勢等の変化についての資料は、これを元に、こういう新しい課題が生じたとい

うことで、県民意識調査の項目などに反映させる参考にさせていただければというところ、今後第6次指針を策定する中で課題を整理する時にも、第5次から第6次にかけての社会情勢の変化の中で新たに生じた人権課題、逆に解決できていた人権課題などがあるので、指針の中でも、課題整理の中でも盛り込んでいきたいと考えている。

(〇〇委員)

今後、指針を策定する中で、この資料は、社会情勢の変化を参考に県民意識調査票を作るに当たって、皆さんで今の社会情勢を共有するための資料である。

(〇〇委員)

社会情勢等の変化についての資料が県民に配布されるという訳ではなく、内部資料的な扱いということか。

(〇〇委員)

そのとおりである。

県民意識調査の項目をこれから検討するということが一番の課題である。検討に当たり、委員の皆様方で今の社会情勢を共有した。そして、県民意識調査の結果を基に指針を策定するが、その際にも皆様で文章を考えていただければと思う。

(2) 人権問題に関する県民意識調査の実施について

～別添資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(事前質問及び回答の概要)

～資料のとおり～

(議題2に対する説明後の質疑・応答)

(〇〇委員)

変えた方が良いと言うつもりはないが、私は統計学を勉強して、特に社会調査の質問の仕方を勉強してきた。専門は政治学であり、選挙の分析等を行っている。その際に参考になるのが明るい選挙推進協会という、総務省の外郭団体が実施しているところであるが、そこは統計の専門家などが集まって下地を作る。そのときに例えば資料4の1ページ目、問1に憲法で人権が保障されていることについての質問で、選択肢1が「知っている」、2が「知らない」となっている。更に問3であれば、「あなたは今までにご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。」とあるが、ここに書かずに括弧の中に「ある」、「ない」と。そういうふうに私は勉強してきた。選挙に関する調査でもそうになっている。例えば、18歳で選挙権を持つことについての質問に対し、回答は「早い」、「ちょうど良い」、「遅い」、「わからない」と。それから、選挙権年齢を16歳まで引き下げるべきという意見については、「賛成」、「どちらとも言えない」、「どちらかといえば賛成」、「どちらかといえば反対」、「分からない」というふう

なっている。私が学んだ統計の基本は、「誘導になる質問ではいけない。答えはあくまでも選択肢の中になければならない」である。

それが良いと言っている訳ではなく、私が学んできた観点から見ると、ここで書かれている質問は違うかなと思う。変えろというわけではないが、このような書き方にした根拠。深く考えずに、これまでの路線でやったとかいろいろ答えはあると思うが、根拠を聞きたい。

(〇〇委員)

委員は具体的に問1がどのようにあるべきだとお考えか。

(〇〇委員)

どういう根拠でそういった書き方になったのかという理由を聞きたいだけである。

(人権・男女共同参画課長)

どういった根拠でこのような書き方になったのかという御質問であるが、県民意識調査は今回で4回目で、これまでも同じ書き方で実施してきたところである。

一番大きな理由としては、国の世論調査がこのような形を取っているというものである。委員の御指摘にもあるが、人権連からも二重の問いになっていると指摘されている。まず、何についてどう思うか。あなたが経験したことについてはどれですかというものののでまずその「思いますか」のところで誘導しているのではないかというふうな御指摘があったので、今回そこを一部変えたことにより、少し改善させていただいたと考えている。根拠については説明不十分であるが、大きくは国の世論調査を参考にしている。

(〇〇委員)

資料7の5ページ、事前質問した件であるが、「女性」は人権課題にあげられているが、男性の困難を抱えている人に対する差別というのはどこで取り上げてもらえるのか。

冒頭の県民生活部長の挨拶に「困難な問題を抱える女性支援計画」とあったが、困難な問題を抱える男性もいる。ところが、例えば一人親家庭に対する行政支援など、女性でなければ受けられない行政支援があったり、他にもダンスの大会などで、女子は楽屋が与えてもらえるが、男子は廊下の隅で着替えさせられるとか。理由は「男の子なんだから」みたいな。小学校の男子トイレの小便器も、隣との境に衝立が無いなど。些細なことかもしれないが、これも人権課題だと思う。

その他、男女共同参画推進センターで配っているDV被害のリーフレットに被害者として描かれているのは全部女性である。そういう所にも、「女性が被害を受ける」という先入観に繋がりがやすく、男性はなかなか差別や被害を受けているということを言いつらい社会になっている。

そういう男性ゆえの困難さ、生きづらさみたいなことを、どうやって聞いたらいいのかというのが一点目。

二点目は、人権教育・生徒指導課から、問9については学校現場での状況把握を想定しているという回答について。習い事、塾とかスポーツ教室。そういう所で大人から子どもが性被害を受けるとか、パワハラとか、いろんなことが実際に起きているので、そういうことはどこで調査されるのか。

三点目。県民意識調査の設問で「現在」を「最近」と変えたことについて。具体的な期間は定めていないが、概ね現在から1年程度を想定しているとの回答であった。調査用紙にはおそらく「概ね1年程度」ということは書かないと思うが、自分が被害に遭ったことを、例えば10年前とか20年前に遭った被害のことをようやく今言えるというようなことがある。特に性被害の場合がそうだと思うが、そういう人権課題というのは、いつ解消されたと言えるのか。今被害を受けていなくても、過去に被害を受けてずっとトラウマになっていることはどう捉えるのか。こういう調査で捉えられるのかということについての考えをお尋ねしたい。

(人権・男女共同参画課長)

まず一点目の男性ゆえの生きにくさについて、どこで設問を設けるのかという御質問であるが、まず委員の御指摘にもあるとおり、今、男性ゆえに生きにくいという面もある。自殺者を見ても、女性の自殺者も増えているが男性の自殺者も1万人を超えているような状況で、非常に厳しい状況であるし、委員のお話にもあったとおり、DVの被害者も4人に1人は男性であるということからも、男性としても生きにくい世の中であることは重々承知している。

設問としては、まず今、人権課題として何が重要であるかということ。設問の中で男性ゆえの生きにくさというものを項目に挙げる。今まで女性とか子どもとかの項目で、男性に係るものについてはどちらかという職場でのパワーハラスメントなどであったが、今回その選択肢の中で男性ゆえの生きにくさという選択肢を設けてはどうかと考えている。

個別の設問については、質問すべきかどうかという議論もあるが、まずは状況として県民の皆様が男性の生きにくさについてどのように感じているかというところをまず調査して、それで県民の皆様が非常に重要だというふうに考えておられるのであれば、今後また設問を設けていきたいと考えている。

二点目は、委員のお話のとおり、特に性被害については、ジャニーズの問題等にもあるとおり、10年20年経ってやっと被害を告白できるという状況もある。設問で「最近」という表現としたことで、10年前のことについて「最近」では表現できないのではないかと御質問であるが、今回の質問が人権侵害を受けたというところで、そういう表現を使ってはどうかと思っている。それ以外の質問については、県民の皆様の人権課題について最近重要だと思っているものは何ですかというふうな質問にしている。それは県民の皆様が今、現状として感じている人権課題についての質問をしたいということである。どのような人権侵害を受けましたか、という設問のところで幅広い質問にさせてもらえたらと思う。

(人権教育・生徒指導課長)

教育庁では、学校教育を所管しているため、塾とかスポーツ団体についてお答えするのが適切かどうか分からないが、問9の選択肢3については、先程も申し上げたとおり、学校現場での状況把握ということ。委員のお話のとおり、塾等での性被害等も報道されているが、そういうことはおそらく「その他」の項目で具体的に、と事務局で考えているのかと思う。

(〇〇委員)

先程、委員が「男性ゆえに」人権を侵害される場面をあげられたが、私たちの一般的な認識として、「性別による差別を受けるのは女性である」という認識があると思っている。

私は10年以上前から、ジェンダーに関する統計を取り、岡山市のリーフレットも作成しているが、前回作成時に制作委員の中から、性別による差別で、男性が被害者になっていることが案外見逃されているという声があり、敢えて「男もつらいよ」と、映画のタイトルをもじったテーマを設定し、男もつらいんだ、生きにくい世の中になっているんだということを徹底的に調査した。

その結果、例えば保育士等の女性が多いとされる世界。ほとんどの職員が女性で、その中に男性が一人入ってくると、どうしてもないがしろにされる問題が多くある。新設された保育所には必ず男女別の更衣室やトイレがあるが、急に男性が入ってきたような職場では、更衣室はない。男の人だから外で着替えても良いでしょうといったことを言われたり、トイレも酷いところは女性用トイレの脇に男性用の小便器が一つ設置されるなど、職場の中で生きづらい思いをされている。また、超過勤務をする場合、女性には頼まないけど男性なら受けて当たり前だろうという職場の認識もあるなど、男性が差別的な扱いをされている問題が浮き彫りになった。

委員の御指摘のとおり、男性が人権を侵害される場合に注目して、設問の中に入れていただけたらと思う。

(〇〇委員)

先程の人権教育・生徒指導課の回答の中で、確かに教育庁は学校に関わる場所なので、塾や習い事みたいなものは関わりがないというのはよく分かる。しかし、子どもにとってみればそんなに違いはない。学校も塾も、スポーツ教室も、みんな自分に関わる大人ということになる。そしてその子どもに関わるのが教育庁だと思うので、子どもを指導する立場の学校に関わっているのが、教育庁だから、学校だけではなく、子どもに関わっている、という意識で見えていただいて、子どもに関わる人権問題ということで幅広く学校以外の子どもと関わる大人についても調査するべきではないか。学校のことは教育庁だけでそれ以外のことはその他としてしまうと、子どもに関わる説明をしている時に包括的に捉えることができないのではないかと。もし分ける必要があるのであれば、

学校現場と、それ以外の子どもと関わる大人ということで新たに設問を設けたら良いだけの話である。子どもに関する質問なので入れていただきたい。

(人権・男女共同参画課長)

塾とかスポーツ教室などの子どもを取り巻く環境の部分については御指摘のとおり、設問の中にどこか盛り込みたい。どのように盛り込むかについては検討させていただき、次回の審議会でお示ししたい。

(〇〇委員)

男性ゆえの生きづらさについては、今回は入れるのか。

(人権・男女共同参画課長)

まず、県民の皆様が感じる重要と思う人権課題についての選択肢の中に、男性の生きづらさ等、男性に係る選択肢を設け、県民意識調査の結果を見て、必要であれば更に5年後の意識調査の中に新たに設問を入れたいと考えている。今後、社会情勢が大きく変わっていくようであれば新たな設問とする可能性もあるが、まず選択肢の中に入れ、調査したいと考えている。

(〇〇委員)

先程の意見の続きだが、資料4の3ページ目の問5の選択肢1で女性というより、性別によるものと表記する方が良いと思うがどうか。

(人権・男女共同参画課長)

問5の選択肢、「女性」よりも「性別によるもの」などと表記した方がよいのではないかとの御提案であるが、いろいろなご意見はあると思うが、女性が社会的弱者であるということから、まず解決すべき課題の一つであると考えているので、ここは「女性」と記載させていただきたい。女性に加え、併せて「男性」と記載させていただければと思っている。

(〇〇委員)

資料7で、性別を問う理由を尋ねたが、性別によりこれだけ認識の違いがあることがわかった。私の質問の元々の意図は、令和元年度の意識調査で、「男性」、「女性」、「その他(体と心の性別に違和感がある人等)」という選択肢を修正して、令和6年度では「男性」、「女性」、「答えたくない」としている。この選択肢では枠組みが大雑把すぎるのではないかと思う。この3つの選択肢に入らない人がいるのではないかと思う。「答えたくない」とくくられたくない人がいるのではないかと思う。

(人権・男女共同参画課長)

選択肢については、他県の例を見ながら修正したものである。「男性」、「女性」、「答えたくない」の選択肢としているのは兵庫県などだ。東京都は「男性」、「女性」、「その他」としている。「男性」、「女性」、「選択しない」という表記もある。三重県は「男性」、「女性」、「どちらとも言えない又は答えたくない」としている。各都道府県で選択肢をどのようにするかは悩まれていると思う。岐阜県では、あなたの性別を記入してくださいと、記入式にしている。ただし、記入式にすると無回答率が8%を超えている。我々としても、ベストな選択肢を提案するのは難しいところだ。鳥取県は、「男性」、「女性」、「その他」「答えたくない」の4パターンとしている。選択肢をどうするかについては、御議論いただきたい。

(〇〇委員)

この点について、意見があれば発言をお願いする。委員はどのような選択肢が良いとお考えか。

(〇〇委員)

これが良いというのは思いつかないが、この3つよりも、「その他若しくは答えたくない」というのが良いのかなと思うが、「その他」とくくられるのが嫌な人もいると思う。

(〇〇委員)

提案だが、「男性」、「女性」、「LGBTQ」「答えたくない」はどうか。LGBTQは人権課題にもあがっている。LGBTQであることを知ってもらいたいという人もいる。知ってもらった方が生きやすいという人もいる。

(人権・男女共同参画課長)

御提案の選択肢だが、知ってもらった方が生きやすいという人もいると思うが、逆に、その表記をされることで生きづらくなる方もいるのではないかと心配する。これについては、委員からの提案も入れながら、次回5月の審議会で県民意識調査の調査票について議論いただく予定としているので、再度協議をいただきたい。

(〇〇委員)

人権課題を考えると基本として、当事者がどう思っているのかということを知ることが大切であると思う。LGBTQの当事者団体が県内にもあるので、そういう所に相談するのが近道ではないかと思う。

(〇〇委員)

私の友人にプラウド岡山という当事者団体で活動している人がいるが、その人達は割と、私はレズビアンですや私はゲイですと明言される。カミングアウトすることで、生きやすくなるという人もいる。

私は、「その他」というのは一番失礼ではないかと思う。したがって、選択肢としては、「男性」、「女性」、「LGBTQ」「答えたくない」が適切ではないかと思う。

(〇〇委員)

問4の「他人の人権を守っていますか」という質問文がわかりにくかったので、字句どおり、第三者が攻撃されているときに、あなたはその人の人権を守っていますかというふうに解釈した。質問の趣旨が他人の人権を尊重しているかという質問であれば、「他人の人権を尊重しているか」としてはどうか。

それから、「最近」という言葉についてだが、「最近」の捉え方は主観によるところが大きい。80代の人からすればこの20年間という人もいるだろうし、20代の方はこの1年間という人もいると思う。主観によって回答にばらつきが出て問題ないのかどうか。

それから、もう1点は、問18-2の回答で「ヘイトスピーチをされる側に問題がある」という選択肢についてだが、他の質問の回答では、被害に遭われている方が悪いというような表現はないのに、この質問だけわざわざ取り上げている。被害に遭われている方に何か落ち度があるかのような表現にここだけなっているのは、アンケートをする上で悪影響になるのではないかと思い事前質問させてもらっている。ご検討いただければと思う。

もう一つ、男性ゆえの生きにくさについてであるが、選択肢として項目立てするとしても、具体的にどういうふうなことを想定しているかということが、なかなか意識調査の中でわかりにくい。できれば設問もあった方が人権問題について県が意識しているということが伝わりやすいのではないかと思う。

(人権・男女共同参画課長)

まず、問2の5年間という期間についてであるが、これは前回の調査から5年間であり社会情勢の変化も5年間としているため、5年間という期間を記載している。

次に、「最近」の捉え方についてであるが、実際、回答者の年代により捉え方は様々あると思うが、我々としては、おおむね1年というふうな表記はせずに、回答者ご自身の思いの中で回答していただこうと考えている。我々としては、そこに若干のずれがあっても仕方のないことと考えている。

それから、ヘイトスピーチの選択肢についてであるが、これまでも何度か説明してきたが、これも国の令和4年の世論調査の中にもこの選択肢を設けており、全国的な動向と県の動向を比較しやすいということから、国と同様に選択肢に入れている。

(〇〇委員)

ヘイトスピーチの回答の選択肢について、国と比較する必要は別はないと思うし、ヘイトスピーチをされる側に問題があるという選択肢を国と並べて入れる必要も全くないように思う。

わざわざ被害に遭われている方を貶める表現はしない方が良い。私の意見として強く

言いたい。

(国際課長)

先ほど人権・男女共同参画課から回答させていただいたが、国際課から答えさせていただく。

例えば、この選択肢を選ぶ数字が高い場合には、県としてのヘイトスピーチ対策の政策がまだまだ足りないということを数字で測ることが可能になる。一方で、委員ご指摘のこともあるので、これについては引き続き検討させていただきたい。

(〇〇委員)

検討結果を待ちたいと思う。

(〇〇委員)

少し話が戻るが、「最近」という言葉は本当に抽象的で、3ヶ月ぐらいに思う人もいれば1年と思う人もいる。

「最近」という言葉が本当に良いのか。前回の調査は「現在」としていた。特に、男性の性被害は、何年も言えなくて、何年も心に溜めていて、やっと何年か経って、初めてカミングアウトできる場合もあるので、例えば、「これまでに」とか、「今まで」の方が全て包含されるので良いと思う。「最近」の場合は、そういうところがはずれてしまうのではないかと思う。

(人権・男女共同参画課長)

今回、「最近」とした方が回答しやすいのではないかと考え修正したが、御協議いただき、回答者が「現在」の方が誤解無く、回答しやすいということであれば、我々としても「現在」に変えさせていただこうと思う。

次に、「これまで」についての指摘は非常に難しいが、我々としては、今、皆さんが感じられている人権課題について調査したいということである。

例えば昔、子供の頃に聞いた人権課題のことが非常に印象として残っており、その方がずっと人権課題として思われている場合は、今現在、そのような人権課題がないにも関わらず、子供の頃に聞いた話を基に人権課題だと回答される方もおられるかもしれない。

我々としては、5年間行ってきた、施策の成果を調査したいということである。

「最近」については、回答にズレがあってもいけないので、「現在」に変えさせていただこうと考えている。

(〇〇委員)

質問はどの時点のことを知りたいのかという調査の趣旨によると思う。「最近」は「現在」に変えるとして、過去のことについては、今後、聞けるような質問を用意するとい

うことでよいか。

(〇〇委員)

今、いろいろな項目について要望が出ているが、要望を取り入れるかどうかを判断する要素は様々あると思うが、その判断はどのようにするのか。また、判断するための手順はどうか。論点については、専門家に聞いたり国の指針を聞いたりするのか。どのような手順で、文字化するときの判断を最終的にするのか。

(人権・男女共同参画課長)

判断の手順についてであるが、本日、委員の皆様からいただいた御提案等については人権啓発マトリックスの各担当課が持ち帰り、各担当課で検討、判断させていただく。持ち寄った提案等は取りまとめを行い、次回審議会で、県民意識調査の素案を作る際に審議会にお諮りし御意見をいただきたいと考えている。

(〇〇委員)

何度も先ほどから出ている「男性ゆえの生きづらさ」については、先ほど問5の選択肢に加えるというふうになったと理解したが、問5の選択肢は5次指針に掲げている人権課題であるので、ここに「男性ゆえの生きづらさ」は元々入っていない。そうであれば、ここに加えるよりも、問3の「あなたはご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」は、はっきり当事者性を尋ねていると思うし、今回、性犯罪・性暴力というのも加えられている。

つまり、ここは新しく項目を作るよりも、出てきた資料を丁寧に読み解くクロス集計の部分に加え、それを受けて6次指針はこのようにするというふうな方針を考えていくのが良いのかなと思う。

というのも、性暴力性犯罪については、昨年9月から12月にかけて一時的、期間限定ではあるが、男性・男児のための性暴力ホットラインが確かできたと思う。そのように、国の動き等も含めて関心はあることかなと思う。

質問項目が増えることは大変かとも思うので、データとしてあるものを使い付け加えてはどうかと発言させていただいた。

それに関連して、問5と問6については、5次指針の振り返りと6次指針をどうしていくかということが大きな狙いだと思うが、その点を含めて、「最近」という言葉が何度も出てきているように、5次指針の振り返り的な5年間と捉えるのか、それとも6次指針に向けて直近1年間と捕らえるのか、この辺りをどのような狙いを特に大事にしたいかというところで検討いただければと思う。

(人権・男女共同参画課長)

まず、一点目の「男性の生きづらさ」の扱いとして、問5の選択肢に入れてはどうかと提案させていただいたが、委員のお話にもあるように、我々は6次指針に向かってア

ンケートをとっている。我々が行った施策効果を計りたいという思いもあるが、この県民意識調査は県民の皆さんが持たれている課題を把握したいというのが一番の目的であるので、提案だが、問5の質問文の中の「第5次岡山県人権政策推進指針に掲げている」という部分を削除し、一般的に「あなたは、どのような人権課題が重要だと思いますか」という問いに変えさせていただければと考えている。

(〇〇委員)

賛同の声が上がっているのです、そのようにお願いします。

皆様方から貴重なご意見をいただきました。本日のご意見を基に人権問題に関する県民意識調査については、事務局と調整することを私に一任いただきたいと思います。

委員の皆様方のご意見を踏まえ、今後事務局と調整を行うのでよろしくお願いする。

(3) その他

～資料2に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(人権・男女共同参画課長)

先ほどの説明の中でも少し触れたが、県では毎年度秋頃に人権団体である岡山県地域人権運動連絡協議会様、いわゆる人権連様と話し合う会、意見交換会を実施している。昨年10月に開催した意見交換会の中で、第6次人権政策推進指針の策定に向けて要望があり、それをまとめたものが資料2である。

要望のうち主なものについて説明する。まず1ページ目、これまでの人権指針がどのように県民に寄与したか明らかにされたいとの要望である。

2ページ目に対応案を記載している。事務局としては第6次人権政策推進指針を策定する中で、県の取り組み成果を整理したいと考えている。

次に12ページをご覧ください。

人権問題に関する県民意識調査について、誤った現状認識にならないように精査した上で実施して欲しいとの要望である。これについては、本日、県民意識調査の実施を検討していただく中で協議いただいたところである。

次に13ページをご覧ください。

審議会を傍聴できるようにしてもらいたいとの要望である。

当審議会の傍聴の可否については、平成10年に開催の第2回審議会において、当審議会は人権問題を扱うため個人情報扱う可能性があること、また、会議を公開した場合、多数の傍聴者がいる中では議論が深まりにくいおそれがあること、さらには、発言者の名前が明らかになることで、外部からの直接交渉の可能性が考えられることから、非公開としているところである。

過去の申し合わせ事項により非公開という判断がなされて現在に至っていると承知しているが、事務局としては、対応案に示しているように、審議会は原則公開とし、議事内容によっては非公開とすることとさせていただきたいと考えているが、委員の皆様

御協議いただきたい。

(〇〇委員)

このことについて御意見等があればお願いします。これまで非公開としていたが、公開を原則とするという変更である。よろしいか。

意見がないので、公開するというところで承認いただいたものとさせていただきます。

その他に、私から一点ご提案がある。

来年度より本格的に第6次指針の策定に向けた議論を行うことになるが、現在の性的少数者、いわゆるLGBTQを専門とされている委員がいない状況だ。審議会規則第9条で会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会または小委員会の会議に出席させ、意見を述べ、又は説明させることができるという規定に基づき、性同一性障害学会の理事長の岡山大学学術研究院中塚幹也教授に、次回の審議会からアドバイザーとして出席いただき、御意見を頂戴したいと考えているが、いかがか。

意見がないので、承認いただいたものとさせていただきます。来年度のことであるので、予算の成立が前提となるがよろしくお願いします。事務局には手続きを進めていただきたい。

以上で、本日予定の審議は終了した。